

## ○岡山市私立特定教育・保育施設等日本スポーツ振興センター共済掛金補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 特定教育・保育の質の向上を図るため、私立特定教育・保育施設等が日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入し、児童の共済掛金の一部を負担した場合に、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私立特定教育・保育施設等 本市内に設置される、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者(ただし、居宅訪問型保育事業を行う事業者を除く)が運営する事業所であつて、事業者が岡山市以外であるものをいう。

(2) 特定保育事業 本市内で民間事業者によって行われる児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

(3) 児童 岡山市から法第19条第1項の支給要件を満たしていると認定を受け、私立特定教育・保育施設等を利用する児童をいう。

(4) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に基づく公的給付制度をいう。

### (補助事業者)

第3条 補助事業者は、私立特定教育・保育施設等の設置者又は運営する事業者であつて、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)との災害共済給付契約に基づく共済掛金を払込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としな

い。

(1) 市税を滞納しているもの

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないもの  
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、各施設及び事業者ごとに、センターに納付した共済掛金のうち設置者負担分として、センターが定める児童一人あたりの共済掛金のうち保護者負担額を除いた額（ただし、次の表に定める額を上限とする）に児童数を乗じて得た額とする。

特定教育・保育施設等の種別	対象児童	上限額
保育所 保育所型認定こども園 幼稚園型認定こども園の保育機能施設 地方裁量型認定こども園 特定保育事業	災害共済給付制度に加入し、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に属する児童	55円  (ただし、平成30年度追加加入者にかかるものは65円)
	災害共済給付制度に加入する上記以外の児童	125円  (ただし、平成30年度追加加入者にかかるものは135円)
幼稚園 幼保連携型認定こども園 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分	災害共済給付制度に加入する児童	85円  (ただし、平成30年度追加加入者にかかるものは95円)

(補助金の交付申請)

第5条 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年6月末日までとする。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、市税を滞納していないことを証明する書類とする。

(着手届及び完了届の免除)

第6条 規則第15条ただし書の規定により、同条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第7条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の通りとする。

(1) センターに提出した共済掛金支払明細書の写し

(2) 共済掛金のうち保護者が負担する部分が見える書類

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月3日から施行し、平成31年4月1日から適用する。